

公 告

次の特定空き家等の所有者等は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定により必要な措置を命ぜられるべき者であるが、当該所有者等を確認できないため、法第 14 条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 11 月 20 日

比布町長 村 中 一 徳

1 対象となる特定空き家等

- (1) 所在地 上川郡比布町西町 2 丁目 2109 番地 1
- (2) 家屋番号 2109 番 1
- (3) 構造 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て
- (4) 延べ床面積 152.21 m²

2 必要な措置の内容

4 の措置期限までに 1 の所有者等は、所在地上に存する特定空き家等を除却すること。

3 必要な措置を命ずる理由

1 の特定空き家等は、屋根等が剥離しており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であると認められる。

これを放置することは著しく公益に反するため、当該措置を命じるものである。

4 措置の期限

令和 2 年 12 月 3 日

5 比布町長による措置

1 の特定空き家等の所有者等が 4 の措置期限までに 2 の措置を行わない場合、又は、下記問合せ先へ措置に係わる通知をしない場合は、比布町長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により、土地に立ち入り、法第 14 条第 10 項の規定により当該措置を行う。

6 動産等の取扱い

比布町長又はその命じた者若しくは委任した者が、1 の特定空き家等を除却する場合は、建物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4 の措置期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問合せ先へ通知すること。

7 問合せ先

比布町役場総務企画課まちづくり推進室地域政策係
電話 0166-85-2111（代表）・4802（直通）